

22. 資源物回収事業推進奨励金

◆事業内容

ごみの分別および資源化を体験して理解を深めていただくために、資源物の回収事業を行った団体に、回収量に応じた奨励金を予算の範囲内で交付します。(また、この事業には、地域や団体のコミュニケーションを深める効果も期待されます。)

◆対象となる団体

市内に住居を有する人で組織する回収団体（事前登録が必要）
（町会、子ども会、小・中学校PTAおよび保護者会、女性会、老人会など）

◆奨励金対象

回収団体が市内の資源物（古紙等、アルミ缶、びん類）を市内の有価物引取業者へ売却した重量または本数

◆奨励金額

資源物の種類ごとの基礎単価に回収量を乗じて得た額（百円未満の端数は切り捨て）

資源物回収奨励金 対象物及び算定基礎単価

資源物の種類	対象物	積算基礎単価
古紙等	新聞紙、チラシ、雑誌、ダンボール等	2円/kg
アルミ缶	アルミ缶	3円/kg
びん類	清酒(1升)、ビール、ジュース等のびんのうち、リターナブルびん※に限る。	3円/本

※リターナブルびんとは、使用後に回収され、再使用されるびんのことです。

◆その他

詳しくは、七尾市ホームページをご覧ください。



◆申請・お問合せ先

市民生活部環境課 TEL 53-8421
メールアドレス kankyo@city.nanao.lg.jp